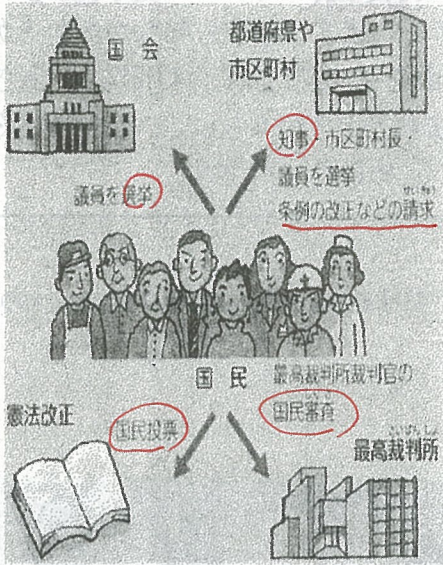


名前( )

☆下の図や、教科書P17をよく読んで□の中や( )に言葉を入れましょう。



〈国民が国のあり方を決める権利をもっていることを示す例〉

- ① ( **選挙** ) 権を18歳以上のすべての国民がもち、( **国会** ) 議員や、各都道府県の( **知事** )・市区町村の長や議員を選挙で選ぶことができる。
- ② 各都道府県、市区町村の条例の( **改正** )を請求することができる。

条例とは・・・

各都道府県や市区町村の議会で決めた、その地方だけに通じるルール。例えば、横浜には「ポイ捨て・喫煙禁止条例」というのがあって、空き缶や紙くず、たばこの吸い殻などのポイ捨ては禁止されており、違反すると2万円以下の罰金を払わなければいけないこともあります。

- ③ 憲法( **改正** )の( **国民** )投票に参加することができる。

#### 憲法改正の議論

日本国憲法が公布されて長い年月がたち、その間に世の中は、変化を続けてきています。そんな時代の動きに合わせて憲法も変えた方がいいという意見が出てきました。一方で、世の中がどう変わろうとも、憲法は国として大切にすべき考え方を示したものだから変えなくても良いという意見もあり、それぞれの立場で、議論が続いています。

#### 憲法改正の手続き

- ① 「憲法の第〇条のこの部分を変えたい」という意見が国会に出される→②国会で話し合い、衆議院と参議院二つの話し合いの場で、それぞれ、3分の2以上の賛成(6-1でいったら、3分の2は約12人)→③国民投票(18歳以上のすべての国民が投票)し、半分以上が賛成→④憲法改正

- ④ 最高裁判所の裁判官(14人)の( **国民審査** )を行う。

衆議院総選挙の際、最高裁判所の裁判官がふさわしいか、ふさわしくないかの審査を投票で行う。

天皇の地位・・・憲法では、天皇を( **日本国の象徴** )と定めています。

日本国憲法より以前、明治時代に作られた「大日本帝国憲法」では、天皇にはすべての権限がありましたが、現在、権限をもっているのは国民になりました。

☆P17をよく見て、憲法に定められた天皇の主な仕事(国事行為)を7に書きましょう。

天皇の主な国事行為

- ① 内閣総理大臣、最高裁判所長官の任命
- ② 憲法改正、法律や条約の公布
- ③ 国会の召集
- ④ 衆議院の解散
- ⑤ 国会議員の選挙の公示
- ⑥ 外国の大使などに会う
- ⑦ さまざまな儀式を行う。



名前( )

☆教科書P18～19をよく読んで□の中や( )に言葉を入れましょう。

基本的人権の尊重



日本国憲法には、すべての国民は(健康)で、(文化的)な生活を送る権利があると定められています。わたしたちの誰もが、(生命)や(身体)の自由を大切にされ、人間らしく生きる権利(基本的人権)を、生まれたときからもっているのです。それを尊重しなければいけないと憲法に定められています。

「国民の権利」が保障されています。

しかし、権利を与えられるとともに国民には、果たすべき「義務」があります。義務を果たさないのに、「権利」ばかり主張することはできません。

〈日本国憲法に定められている国民の権利と義務〉



**居住・移転・職業**  
選ぶ自由



**法の**の平等



**政治上に参加**する権利



**税金を納め**義務



**信教・学問・思想**の自由



**健康・文化的**な生活を送る権利



**働く**権利



**働く**義務



**裁判**を受ける権利



**団結**する権利



**論・出版**の自由



**教育を受け**る権利



**子どもに教育を受け**る義務

国民の義務の一つ「子どもに教育を受けさせる義務」があるので、国民は、小学校6年間、中学校3年間、合わせて9年間、「義務教育」を受けるのです。「義務教育」の間、教育に必要な教科書などは、国から配布されます。